

令和3年12月（臨時会）

第122回

# 気仙沼市議会議案説明資料

令和3年12月27日提出

## 目

## 次

(令和3年12月27日提出)

議案 番号	件 名	頁	備 考
1	和解について	3	
2	気仙沼市特別職の職員で常勤のもの の給与の特例に関する条例 制定について	—	

**㈱アルファー建設に対する損害賠償請求訴訟の状況等について****1 事案の概要****(1) 本訴(仙台地方裁判所平成29年(ワ)第1052号 損害賠償請求事件)**

東日本大震災の復興事業として、鹿折地区の水産加工施設等集積地の造成工事を受注した被告(㈱アルファー建設)が、盛土内に契約(仕様書)で定めた規格(粒径0~250mm程度)を超える岩塊やコンクリート殻を埋設した。これにより撤去費用等が生じたとして、原告(気仙沼市)が被告に対し、合計9,467万3,350円(及び支払済みまでの遅延損害金)の賠償を求めている事案である。

(9,467万3,350円の内訳)

瑕疵修補費用 7,921万8,000円

- ・ 建設工事業者 A への支払分 4,833万円
- ・ 建設工事業者 B への支払分 3,018万6,000円
- ・ 15工区に係る修補費用 70万2,000円

損害賠償負担金 684万8,682円

- ・ 市内水産加工業者に支払った損害賠償金 144万8,682円
- ・ 工場建設工事延伸に伴う追加経費 540万円

弁護士費用相当額 860万6,668円

(上記瑕疵修補費用及び損害賠償負担金合計額の10%相当額)

被告は、「原告から使用するよう指定された盛土材の中に規格外の岩塊は混入していた」「被告の現場代理人から原告の監督職員に岩塊混入の事実を報告した」「原告の監督職員は、規格外の岩塊が混入しているのを知っていながら、一定の粒径のものについてはそのまま埋設するよう指示をした」などと主張して瑕疵担保責任を否定している。

**(2) 別訴(仙台地方裁判所令和元年(ワ)第1148号 工事代金請求事件)**

被告(気仙沼市)は、本訴事案において撤去された岩塊やコンクリート殻の処分を行うよう原告(㈱アルファー建設)に連絡し、これに応じて原告は岩塊等の処分を行った。また、被告は、本訴事案発生後、原告が施工した別の工区(本訴事案対象工区に隣接する工区)に岩塊の埋設がないかどうか確認するよう原告に連絡し、これに応じて原告は試掘調査を行い、発見した岩塊の処分を行った。

原告が被告に対し、上記作業によりかかった費用合計1,521万7,187円(及び支払済みまでの遅延損害金)の支払いを求めている事案である。

## 2 訴訟期日の経過

### (1) 第21回期日までの経緯

平成29年8月30日(水)	訴訟提起
10月31日(火)	第1回期日(同年11月10日特別委員会にて報告) ※次回以降は、非公開の弁論準備手続において、争点整理を行うこととなった。
12月20日(水)	第2回期日(翌年1月12日特別委員会にて報告)
平成30年2月7日(水)	第3回期日 }
10月16日(火)	第7回期日(同年11月9日特別委員会にて報告)
平成31年1月8日(水)	第8回期日 }
令和元年8月9日(金)	第12回期日(同年12月6日特別委員会にて報告)
令和2年1月21日(火)	第13回期日 }
令和3年3月26日(金)	第21回期日(同年5月11日特別委員会にて報告)

### (2) 第22回期日

- ①日時 令和3年6月8日(火) 午後1時10分～午後5時頃
- ②出席者 (ア)原告(気仙沼市)  
訴訟代理人2人, 指定代理人1人(総務課法制主幹)  
(イ)被告(株アルファ建設)  
関係者1人  
(ウ)裁判所  
裁判官3人(裁判長1人, 陪席裁判官1人, 主任裁判官1人)
- ③場所 仙台地方裁判所 第308号法廷
- ④概要 証人尋問  
※尋問対象者
- ・(株)アルファ建設現場代理人(当時)
  - ・本市監督職員(当時)
  - ・本市職員(当時上記監督職員の上司)

### (3) 第23回期日

- ①日時 令和3年8月10日(火) 午後4時45分～午後5時50分頃
- ②出席者 (ア)原告(気仙沼市)  
訴訟代理人3人, 指定代理人1人(総務課法制主幹)  
(イ)被告(株アルファ建設)  
関係者1人  
(ウ)裁判所  
裁判官3人(裁判長1人, 陪席裁判官1人, 主任裁判官1人)
- ③場所 仙台地方裁判所 第308号法廷
- ④概要 裁判長の進行の下, 公開の弁論手続(最終準備書面の内容確認等)を行った。

#### (4) 第24回期日

- ①日 時 令和3年10月5日(火) 午後2時35分～午後3時40分頃
- ②出席者 (ア) 原告(気仙沼市)  
訴訟代理人2人, 指定代理人1人(総務課法制主幹)  
(イ) 被告(株アルファ建設)  
関係者2人  
(ウ) 裁判所  
裁判官3人(裁判長1人, 陪席裁判官1人, 主任裁判官1人)
- ③場 所 仙台地方裁判所 第308号法廷及び第310号法廷
- ④概 要 裁判長の進行の下, 公開の弁論手続及び非公開の和解協議を行った。

#### (5) 第25回期日

- ①日 時 令和3年11月10日(水) 午後2時～午後3時50分頃
- ②出席者 (ア) 原告(気仙沼市)  
訴訟代理人2人, 指定代理人1人(総務課法制主幹)  
(イ) 被告(株アルファ建設)  
関係者3人  
(ウ) 裁判所  
裁判長1人, 主任裁判官1人
- ③場 所 仙台地方裁判所 第4弁論準備室
- ④概 要 裁判長の進行の下, 非公開の和解協議を行った。

#### (6) 第26回期日

- ①日 時 令和3年12月6日(月) 午後3時～午後4時50分頃
- ②出席者 (ア) 原告(気仙沼市)  
訴訟代理人2人, 指定代理人1人(総務課法制主幹)  
(イ) 被告(株アルファ建設)  
関係者3人  
(ウ) 裁判所  
裁判長1人, 主任裁判官1人
- ③場 所 仙台地方裁判所 第310号法廷
- ④概 要 裁判長の進行の下, 非公開の和解協議を行った。

### 3 裁判所和解案の提示

第26回期日後, 裁判所から別紙の内容で和解勧誘が行われた。

被告から原告に対し, 解決金として1,200万円を支払うことを主旨とする内容である。

#### 4 和解に至る経過，理由について

次のような点を考慮し，和解することが適切であると判断した。

- (1) 本件訴訟の中で，双方の主張が十分になされ，これを踏まえて裁判所が双方から提出された主張及び証拠（証人尋問の結果を含む）を検討した結果，和解勧試に至ったこと。
- (2) 裁判所から提示された和解案（理由を含む）の内容を全体として評価する中で，個々の事実認定等の判断に受け入れ難い点はあるものの，勧試された内容が全く了解不可能なものではないこと。
- (3) 証人尋問も行われ，審理が終結した段階での和解勧試であり，仮に判決となった場合には，提示された和解案と比べて大きく異なることのない判決が言い渡されるものと考えられること。
- (4) 本訴事件における裁判所の判断から考えると，相手方から提起された別訴事件（岩塊処分費用等約1,500万円の請求）について，本市が相手方に対し，その全部又は一部を支払う義務が生じる可能性があるところ，本和解は，その別訴事件も含めて解決するものであり，別訴事件について本市に追加の支払義務が生じない内容となっていること。
- (5) 本件は事案発生から6年以上が経過していることに加え，当時の現場担当は他団体からの派遣職員（応援職員）であり，その団体からのその後の継続的な派遣に鑑みれば，徒に紛争を長引かせるべきではなく，本件を早期に解決することが適当であること。
- (6) 仮に控訴等により訴訟を継続するとなれば，上級審での審理のためのさらなる時間を必要とし，また，弁護士報酬等の費用も負担することになること。

(別 紙)

平成29年(ワ)第1052号 損害賠償請求事件 (以下「第1事件」という。)

令和元年(ワ)第1148号 工事代金請求事件 (以下「第2事件」という。)

第1事件原告兼第2事件被告 気仙沼市 (以下「原告」という。)

第1事件被告兼第2事件原告 株式会社アルファ建設 (以下「被告」という。)

仙台地方裁判所第1民事部 裁判長裁判官 大寄麻代

裁判官 吉田真紀

裁判官 東 紘史

## 裁 判 所 和 解 案

当事者双方の主張・立証を踏まえた当裁判所の和解案の概要は次のとおりである。

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として、1200万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和4年1月●日限り（\*和解成立後10日程度を目途に考えております。）、●●名義の●●口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告及び被告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項案に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

(理由)

- 1 関係証拠によれば、被告が、原告との間で締結した造成工事請負契約（以下「本件契約」という。）に基づき施工した3工区、7工区及び15工区B地区の中に粒径250mmを大幅に超える岩塊等（以下「本件岩塊等」という。）が埋設されていたこと、本件岩塊等は、本件契約の一内容となっている特記仕様書において定められた規格外のものであることが認められるから、被告の施工した造成工事（以下「本件造成工事」という。）には瑕疵があったものと認められる。

また、関係証拠によれば、本件岩塊等は市外からの流用土（原告が被告に対して提供した支給材料）に含まれていた事実（以下「本件事実」という。）が認められるが（この認定に反する証拠も提出されているところではあるが、上記認定を揺るがすもので

はない。), 本件契約上, 被告は, 支給材料に隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは, その旨を直ちに原告に書面で通知すべきところ, 本件事実を書面で原告に通知していない以上, 原告に対する瑕疵担保責任を免れることはできないものといわざるを得ない。

- 2 もっとも, 関係証拠によれば, 被告の現場責任者であった者(以下「本件現場代理人」という。)が, 本件造成工事当時, 原告の監督職員であった者(以下「本件監督職員」という。)に対し, 本件事実を口頭で告げ, 本件監督職員から, 粒径250mmをある程度超える岩塊であっても盛土材として使用することができる旨言われたことが認められる。そうすると, 本件瑕疵による原告の損害賠償責任を被告のみに負わせるのは相当でなく, 損害の公平な分担の見地から, 過失相殺をするのが相当である。

そして, 被告には, 本件監督職員の発言のみで粒径250mmを超える岩塊も盛土材として使用できると信じ, 原告へのさらなる確認を怠った点に一定程度の落ち度があったといえるものの, 本件監督職員の上記の発言からすれば被告がそのように信じたとしても無理はなかったといえること, 本件紛争は本件岩塊等が原告から被告に提供された支給材料である流用土に含まれていたことに端を発すること, 当該流用土が本件造成工事の現場に運ばれて盛土材として使用する際に, 原告において使用に適したものであるかどうかの確認を行っていないこと, 本件造成工事の完成検査において施工写真等の確認を行ったものの, 結果として本件瑕疵を発見することができなかったことなどといった事情を総合すれば, 本件紛争の主たる責任は原告にあったといえるべきであり, 原告と被告の過失割合は, 原告80, 被告20とするのが相当である。

- 3 関係証拠によれば, 3工区, 7工区及び15工区B地区の埋設物除去工事に係る費用として原告が支出した額は合計7921万円であること, 他方, 支出された工事の工事方法, 工事範囲及び作業単価の必要性及び相当性については争われており, これを裏付ける証拠も一部提出されていることを考慮すれば, 和解では, 損害額については, その約8割の限度(6200万円)で認めるのが相当である。

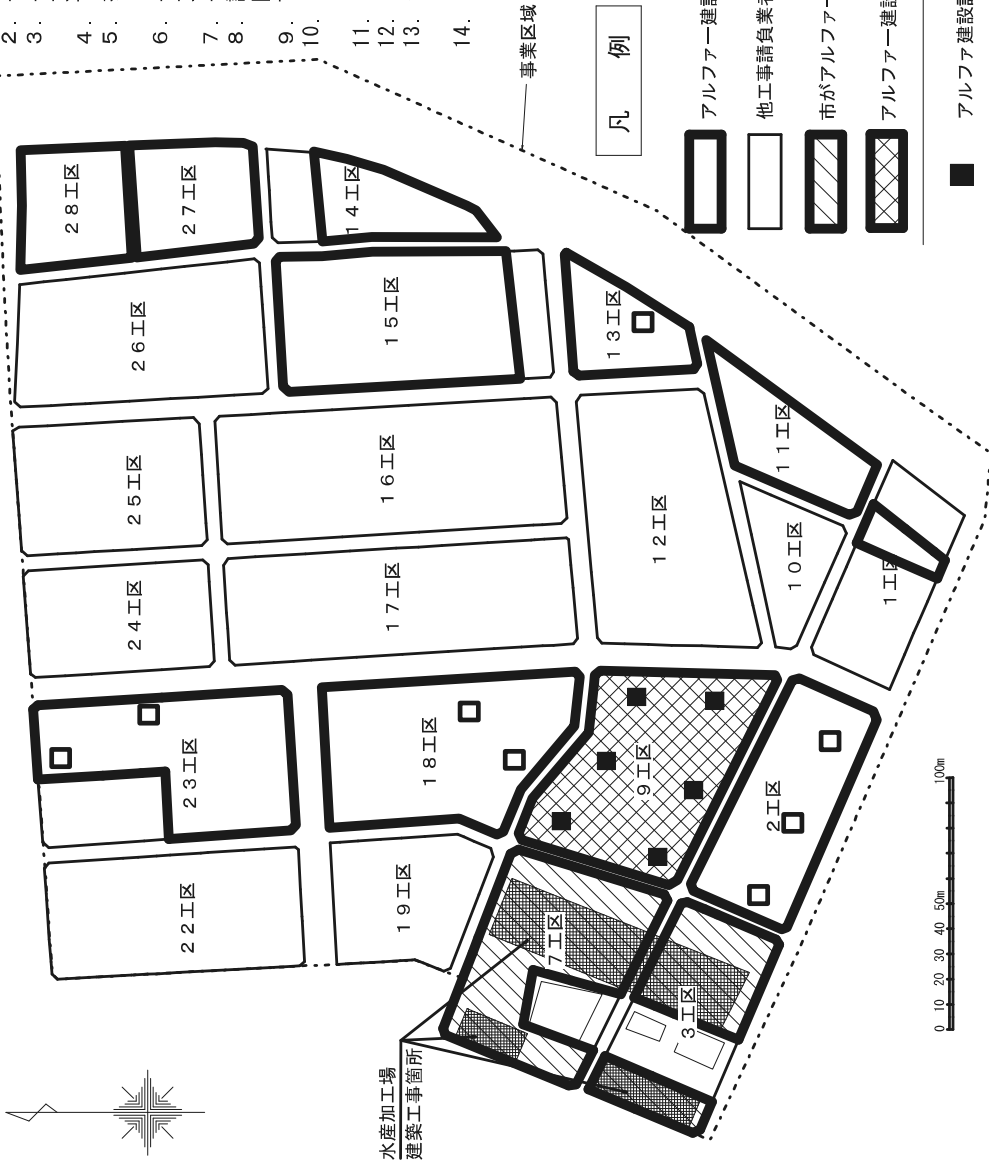
上記損害額及び過失相殺割合並びに紛争の早期解決その他本件に現れた一切の事情を踏まえ, 当裁判所は, 被告が, 原告に対し, 解決金として, 1200万円を支払うとの裁判所和解案を提示する。

以上



気仙沼漁港水産加工施設等集積地整備事業(鹿折地区)

用地造成平面図



訴訟に係る経緯

1. 平成26年5月アルファ一建設による造成工事が完了
2. 平成26年12月市は水産加工業者に3区, 7区を配置
3. 平成27年2月工場建築工事の際, 造成盛土内から岩塊が出し工事に支障
4. 市はアルファ一建設の瑕疵と判断しアルファ一建設に修補工事を指示
5. 折り合いがつかないこと, 工場完成時期の遅延に配慮し工場建築業者らに除去工事を依頼
6. 平成27年7月除去工事が完了, アルファ一建設に除去費用を請求するが支払いを拒否
7. 平成28年1~2月他の工区の工区の確認のためアルファ一建設に試験調査を指示
8. 調査の結果9区に於いて岩塊が出たため瑕疵に伴う修補工事として除去工事を指示しアルファ一建設は実施
9. 市は工場建築業者らに除去工事を立て替えて支払う
10. 平成28年3月市はアルファ一建設が支払いに応じないことから県の建設工事紛争審査会に調停を申し立てる
11. 平成29年8月調停が不調となったことから仙台地方裁判所に訴える(本訴)
12. 令和元年8月まで12回の期日が行われ争点整理が行われている
13. 令和元年10月アルファ一建設は9区を除く8区を除く工事費用の支払いを求め市を訴えてきた(別訴)
14. 令和3年12月まで合計26回の期日が行われた